

福知山線脱線事故の裁判はじまる!

2005年4月、乗客と乗務員の107人が死亡したJR福知山線脱線事故で、業務上過失致死傷罪で在宅起訴されたJR西日本の山崎正夫前社長の初公判が神戸地裁ではじまりました。

注目された起訴事実の認否を山崎被告は「私は無罪です」と述べ、事故の予見可能性などを全面的に否認し無罪を主張しました。

私たちは、このような山崎前社長・経営陣の姿勢に憤りを禁じ得ません。絶対に許すわけにはいきません。営利を優先し、安全設備に対する投資（ATS設置）を怠ってきた責任や、労務管理を優先してきた企業体質が重大事故に繋がったことなど、事実が法廷の場で明らかにされなければならないと思っています。

裁判における争点

・ 検察側

- ・ 付け替えで現場はJR西管内で最も危険なカーブになった。
- ・ 同月にはJR函館線のカーブ（半径300メートル）で貨物列車の脱線事故があり、鉄道本部内の会議で自動列車停止装置（ATS）があれば防げたと報告された。
- ・ 東西線開通に伴うダイヤ改正で、高速の快速電車が1日34本から94本に増えたとし、山崎被告はカーブの危険性を認識できたのにATSの整備の指示を怠った。

・ 山崎社長側

- ・ 半径300メートル以下のカーブはJR西管内に4000か所以上あり、現場が危険と進言する部下らもいなかった。
- ・ 函館線事故は居眠り運転が原因で、国の通達にATS整備の指示はなく、鉄道本部内の会議でも整備は議論されなかった。
- ・ 付け替え後、63万本以上が通過したが、トラブルはなく、ダイヤが過密になっても危険性が高まるとは言えない。

JR西日本・山崎前社長は無罪主張!

尼崎脱線事故 初公判

JR西前社長が無罪主張

遺族らに「おわび」

乗客百六人が死亡し五百六十二人が負傷した尼崎JR脱線事故で、現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたJR西日本の前社長山崎正夫被告(左)は二十一日、神戸地裁(岡田信哉判長)の初公判で、起訴状の内容について「事実とまったく異なる。何としても潔白を明らかにしたい」と無罪を主張した。



山崎正夫被告

山崎前社長は事故に関する死傷者全員の氏名を「深くおわび申した」と遺族らに謝罪した。

「裁判で事実を明らかにしてもらうことが、私だけでなく被害者や遺族の願いと信じて」と述べた。

検察側は起訴状において、山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。検察側は山崎前社長が、JR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

「裁判で事実を明らかにしてもらうことが、私だけでなく被害者や遺族の願いと信じて」と述べた。

検察側は起訴状において、山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。検察側は山崎前社長が、JR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

にATSの設置を怠り、事故を招いたと主張。弁護側は、脱線線の事故を受けてATSを設置した鉄道会社はなく、運輸省(当時)の指導もなかったとして、危険性の認識はなかったと反論する。

現時点で来年九月まで計二十九回の公判が決まっており、JR西社員や鉄道政策の専門家ら計三十人が証言する予定。神戸地裁は遺族ら五十一人について被害者参加制度を適用。山崎前社長や証人に直接質問できる。

前社長が情報管理指示

JR脱線検査指針「内部資料隠す」

乗客百六人が死亡し、告げものの初公判は二十一日午後、神戸地裁で、業務上過失致死傷(岡田信哉判長)で起訴された山崎正夫被告(左)は二十一日、神戸地裁(岡田信哉判長)の初公判で、起訴状の内容について「事実とまったく異なる。何としても潔白を明らかにしたい」と無罪を主張した。

徹底を指示したと指摘した。

弁護人は会見で「過失の有無が問われていない」と主張した。

「裁判で事実を明らかにしてもらうことが、私だけでなく被害者や遺族の願いと信じて」と述べた。

検察側は起訴状において、山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。検察側は山崎前社長が、JR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

脱線事故裁判

「脱線事故裁判」は、JR西日本の脱線事故に関する裁判のこと。山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

「脱線事故裁判」は、JR西日本の脱線事故に関する裁判のこと。山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

「脱線事故裁判」は、JR西日本の脱線事故に関する裁判のこと。山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

説明なくして安全なし

「説明なくして安全なし」は、JR西日本の脱線事故に関する裁判のこと。山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

「説明なくして安全なし」は、JR西日本の脱線事故に関する裁判のこと。山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

「脱線事故裁判」は、JR西日本の脱線事故に関する裁判のこと。山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

「説明なくして安全なし」は、JR西日本の脱線事故に関する裁判のこと。山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。

「説明なくして安全なし」は、JR西日本の脱線事故に関する裁判のこと。山崎前社長はJR西日本の脱線事故の現場カーブの危険性を認識しながら必要な安全対策を怠ったとして業務上過失致死傷罪に問われたと主張している。